

企画競争実施の公示

令和4年6月16日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」を体感できる滞在型観光商品造成及び大都市圏観光案内所等を活用した販売体制構築事業

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和5年2月15日(水)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL: 0859-21-1502 / FAX: 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判 15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制

- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 令和4年6月30日(木)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ① 業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

・支払条件: 完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。

・概算予算額: 7,461,872円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。

(6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。

(7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。

(9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。

(10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。

(12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。

- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・問い合わせ先: 3.(1)に同じ(担当: 安達)
 - ・問い合わせ方法: 電話又は電子メール
 - ・問い合わせ期間: 公示の日から、3.(3)に記載の提出期限まで
- なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

説 明 書

1. 業務名

日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」を体感できる滞在型観光商品造成及び大都市圏観光案内所等を活用した販売体制構築事業

2. 実施時期

契約締結の日～令和5年2月15日

3. 業務概要

- ・江戸時代末期の名所、習俗などを描いた「津和野百景図」の風景を体験できる津和野町の有形・無形の文化財を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げ、大都市圏とのアクセスを組み合わせた観光商品を造成する。
- ・将来インバウンドの誘客をにらみ、WEBや旅行会社からの誘客だけでなく、大都市圏（大阪、京都、広島）の観光案内所等の情報発信拠点からの誘客手法も取り入れる。

4. 業務の内容

(1) 日本遺産「津和野今昔～百景図を歩く～」を体感できる滞在型観光商品の造成

①津和野百景文化めぐりチケットの造成

津和野町内の滞在時間を延ばす街歩きを促すため、津和野町内に点在する文化施設等を複数訪れることができる定額チケットを造成する。なお、事業期間中に利用者側のニーズや施設側の要望、運営上の課題等を把握する為の実証を行うこと。

②チケット付き宿泊プランの造成

上記の文化めぐりをさらに発展させ、チケット付き宿泊プランを展開するとともに、津和野の魅力を満喫できる体験を組み合わせた着地型宿泊プランを造成する。

※日本遺産のストーリーへの理解を深めるため、現地に到着した旅行者がストーリーを深く理解できる機会を設けること。

※商品造成に当たっては、津和野町日本遺産活用推進協議会等の地元団体の意見を踏まえること。

※広島駅、大阪駅、京都駅発着を想定し、西日本旅客鉄道株式会社と連携しつつ商品造成に当たること。

(2) 旅マエ・旅ナカ（大阪駅、京都駅、広島駅構内の観光案内所等）での情報発信手法の提案

大都市圏からの誘客に繋げることを想定し、旅マエ（WEB）、旅ナカ（大阪駅、京都駅、広島駅構内の観光案内所等）での情報発信を効果的に実施する。

※旅ナカ（大阪駅、京都駅、広島駅構内の観光案内所等）での情報発信に当たっては、商品に関心を有し来訪したゲストに対して日本遺産のストーリーや周辺コン

テンツを紹介する等、現地での周遊滞在や満足度を高める提案を行うこと。また事業検証の参考とする為、対応時の課題や気づき等を取りまとめること。

(3) 有識者及び一般者による検証・課題分析のためのモニターツアーの提案

有識者及び一般者向けモニターツアーを実施し、その効果と課題を検証すること。明らかになった検証結果は、(1)、(2)の業務に反映させること。

※(1)、(2)の課題をあらかじめ仮説として設定し、改善に繋がる検証結果が得られる内容とすること。(このためモニター者(有識者に限る)には、現地でのモニターツアーだけでなく観光案内所での対応も体験させること。)

※モニターツアーの様子を動画で記録する等、ガイドを含む関係者が課題を検証できる仕組みを提案すること。

(4) 検討会の開催

島根県、西日本旅客鉄道株式会社山陰営業部、津和野町日本遺産活用推進協議会による検討会を3回以上開催すること。

<検討会の内容(例)>

(第1回)キックオフ会。本事業の全体計画に関する協議

(第2回)素材調査結果を踏まえた造成商品の方向性に関する協議

(第3回)モニターツアー結果等を踏まえた課題や事業終了前の情報共有

(5) 観光案内所等を活用した持続的な販売可能な体制の提案

2023年度以降の持続的な販売体制に繋がるよう、観光案内所等を活用した販売体制の構築について提案を行うこと。

《目標と成果指標》

○アウトプット

- ・定額チケット参画施設：5施設以上
- ・実証チケット利用者数：500名以上
- ・宿泊施設およびツアー組み込みみチケット施設：5施設以上
- ・有識者ツアーの参加者：2名以上
- ・一般向けモニターツアー参加者：60名以上

○アウトカム

- ・事業実施期間中の観光消費額：1,500,000円以上
- ・来訪者満足度：80%以上

5. 企画提案、業務の実施、運営について

(1) 事業の趣旨、目的を理解し、成果が最大限期待できる企画を提案すること

(2) 想定される滞在型観光コンテンツおよびその造成・流通方法、観光案内所等での情報発信手法等を具体的に示すこと

6. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・事業実施報告書(A4版) 5部(紙媒体)

- ・事業で作成したチラシ等の実物及びその電子データ

(2) 提出場所

一般社団法人山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和5年2月15日

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかり易く編集すること
- ③事業実施による効果を調査し、取りまとめること

7. その他

(1) 事業の実施にあたっては、当機構と十分に協議しながら進めること

(2) 「Japan. Endless Discovery.」、「縁の道～山陰～」及び「DISCOVER ANOTHER JAPAN」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構の進める事業であることが分かるよう表示すること